

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 法人文書の開示（第3条—第21条）
- 第3章 異議申立て等
 - 第1節 異議申立て（第22条・第23条）
 - 第2節 諮問等（第24条—第26条）
 - 第3節 訴訟の管轄の特例等（第27条）
- 第4章 情報公開委員会（第28条）
- 第5章 情報提供等（第29条—第32条）
- 第6章 補則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）に基づき、日本育英会（以下「本会」という。）が保有する情報の一層の公開を図り、もって本会の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「法人文書」とは、本会の役員又は職員（以下「本会の役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、本会の役職員が組織的に用いるものとして、本会が保有するものをいう。

2 この規程において「本会の役職員等」とは、本会の役職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項の国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項の特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法第2条第1項の独立行政法人等をいう。）のうち本会以外のもの（以下「他の独立行政法人等」という。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条の地方公務員をいう。

第2章 法人文書の開示

（開示請求権）

第3条 何人も、この規程の定めるところにより、法人文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第4条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（別記様式第1号。以下「開示請求書」という。）を本会に提出して行うものとする。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項
- (3) 求める開示の実施の方法
- (4) 事務所における開示（次号に規定する以外の方法による法人文書の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、開示の実施を希望する日及び開示の実施を希望する本部、名古屋又は大阪支所の事務所（以下「本会の事務所」という。）
- (5) 写しの送付の方法による法人文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 開示請求書に形式上の不備（前項第3号から第5号に係るものを除く。）があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(法人文書の開示義務)

第5条 開示請求を受けたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示するものとする。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が本会の役職員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該本会の役職員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（本会、他の独立行政法人等、国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護

するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 本会の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 本会、他の独立行政法人等、国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 本会、他の独立行政法人等、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ウ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本会、他の独立行政法人等、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - キ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は本会若しくは他の独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第6条 開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができ

るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在するか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第9条 開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、理事長がその旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し次の事項を書面(別記様式第2号。以下「開示決定通知書」という。)により通知するものとする。

- (1) 開示請求書に記載された第4条第1項第3号の方法(事務所における開示については同項第4号の日及び本会の事務所において行うものに限る。以下「希望する開示方法」という。)による開示の実施の可否の別
- (2) 開示決定に係る法人文書について希望する開示方法以外に求めることができる開示の実施の方法
- (3) 開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)の額(第21条第1項又は第4項の規定により開示実施手数料を減額し、又は免除すべき開示の実施の方法については、その旨を含む。)
- (4) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び本会の事務所、並びに、事務所における開示を希望する場合には、第18条第2項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから希望する日を選択すべき旨
- (5) 写しの送付の方法による法人文書の開示を実施する場合における準備を要する日数及び郵送料の額

2 開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書が存在しないときを含む。)は、理事長が開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面(別記様式第3号)により通知するものとする。

(審査基準)

第10条 前条各項の決定を行うにあたっては、第28条に規定する情報公開委員会の意

見を聴いて別に定める情報公開審査基準に従うものとする。ただし、情報公開審査基準の解釈等に疑義がある場合、当該疑義に関しては、情報公開委員会の意見を聴くものとする。

- 2 情報公開審査基準においては、法人文書に該当するか否かの判断、不開示情報に該当するか否かの判断その他の判断をこの規程に従って行うために必要となる基準を、できる限り具体的に定めるものとする。

(開示決定等の期限)

第11条 第9条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にするものとする。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、理事長は、同項に規定する期間を30日以内に限り延長するものとする。この場合において、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面（別記様式第4号）により通知するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、理事長は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合においては、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面（別記様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの法人文書について開示決定等をする期限

(他の独立行政法人等への事案の移送)

第13条 開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるとき、その他他の独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第9条各項の決定を行うことにつき正当な理由があるときは、理事長は、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、書面（別記様式第6号）により事案を移送するものとする。

- 2 前項の規定により事案の移送を行った場合においては、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面（別記様式第7号）により通知し、当該開示請求について開示決定等は行わないものとする。

- 3 第1項の規定により事案の移送を受けた他の独立行政法人等が独立行政法人等情報公開法に基づく開示の実施をする場合に当該他の独立行政法人等から求められたときは、理事長は、当該開示の実施に必要な協力をするものとする。

(他の独立行政法人等からの事案の受入)

第14条 他の独立行政法人等に対して行われた独立行政法人等情報公開法第4条の請

求については、当該請求に係る文書、図画又は電磁的記録が本会で作成されたものであるとき、その他本会で開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、理事長は、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等から事案の移送を受けるものとする。

2 前項の規定により事案の移送を受けたときは、当該請求を開示請求とみなして、この規程を適用する。この場合において、当該他の独立行政法人等が移送前にした行為は、本会がしたものとみなす。

3 前項の規定により移送を受けた事案についてこの規程に基づく開示の実施をする場合においては、理事長は、当該他の独立行政法人等に対して当該開示の実施に必要な協力を求めるものとする。

(行政機関の長への事案の移送)

第15条 次に掲げる場合には、理事長は、行政機関の長（行政機関情報公開法第3条の行政機関の長をいう。以下同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、書面（別記様式第6号）により事案を移送するものとする。

(1) 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。

(2) 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(3) 開示請求に係る法人文書が行政機関（行政機関情報公開法第2条第1項の行政機関をいう。）により作成されたものであるとき。

(4) その他行政機関の長において、行政機関情報公開法第9条各項の決定を行うことにつき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により事案の移送を行ったときは、理事長は、開示請求者に対して事案を移送した旨を書面（別記様式第7号）により通知し、当該開示請求について開示決定等は行わない。

3 第1項の規定により事案の移送を受けた行政機関の長が行政機関情報公開法第14条第1項の開示の実施をする場合に当該行政機関の長から求められたときは、本会は、当該開示の実施に必要な協力をするものとする。

(行政機関の長からの事案の受入)

第16条 行政機関の長に対して行われた行政機関情報公開法第4条第1項の請求については、当該請求に係る行政文書（同法第2条第2項の行政文書をいう。）が本会で作成されたものであるとき、その他本会で開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、理事長は、当該行政機関の長と協議の上、当該行政機関の長から事案の移送を受けるものとする。

2 前項の規定により事案の移送を受けたときは、当該行政文書を法人文書と、当該請求を開示請求とみなして、この規程を適用する。この場合において、当該行政機

関の長が当該請求について行政機関情報公開法第4条第2項の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は第11条第1項の期間に算入しない。

- 3 前項の規定により移送を受けた事案についてこの規程に基づく開示の実施をする場合においては、理事長は、当該行政機関の長に対して当該開示の実施に必要な協力を求めるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第17条 開示請求に係る法人文書に本会、他の独立行政法人等、国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、理事長は、開示決定等をするに当たって必要に応じて、当該第三者に対し、次の事項を書面（別記様式第8号）で通知して、意見書（別記様式第10号）を提出する機会を与えるものとする。

- (1) 開示請求に係る法人文書の表示
- (2) 開示請求の年月日
- (3) 開示請求に係る法人文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由並びに前項各号に掲げる事項を書面（別記様式第9号）により通知して、意見書（別記様式第10号）を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号イ又は同条第2号ただし書の情報に該当すると認められるとき
- (2) 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第7条の規定により開示しようとするとき

- 3 理事長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置く。この場合において、理事長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面（別記様式第11号）により通知するものとする。

(開示の実施)

第18条 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については別表に規定する方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあっては、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

- 2 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、本会に対し、次に掲げる事項の申し出を、書面（別記様式第12号）を提出することにより行うものとする。ただし、

開示決定通知書において希望開示方法による開示の実施が可能とされた場合にあつては、開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）が有料である場合には開示を受ける旨を記載した本会会長あての書面を提出すれば足り、開示実施手数料が無料である場合には申し出ることを要しない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る法人文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る法人文書の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、当該事務所における開示の実施を希望する日及び本会の事務所
- (4) 写しの送付の方法による法人文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

3 前項の規定による申し出は、第9条第1項の規定による通知があつた日から30日以内にするものとする。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、更に開示を受ける旨の申し出を、次に掲げる事項を記載した書面（別記様式第13号）を本会に提出することにより行うことができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- (1) 第9条第1項の規定による通知があつた日
- (2) 最初に開示を受けた日
- (3) 第2項各号の事項

5 前項の場合において、既に開示を受けた法人文書（その一部につき開示を受けた場合にあつては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該法人文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第19条 独立行政法人等情報公開法以外の他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る法人文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、この規程に基づく当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第20条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる開示

請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を、現金又は定額小為替証書で本会に納めるものとする。

- (1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき 300円
- (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表に掲げる文書の種別ごとに、同表左欄の開示の実施の方法に応じ、それぞれ右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）。ただし、基本額（第18条第4項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を1の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- (1) 1の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示決定通知書において写しの交付又は送付による開示の実施ができるとされた場合、法人文書の開示を受ける者は、当該法人文書の写しの交付又は送付に係る開示実施手数料及び郵送料を納付して、当該法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付するものとする。

（手数料の減免）

第21条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として開示実施手数料を減額し、又は免除する。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第18条第2項又は第4項の規定による申し出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書（別記様式第14号）を本会に提出するものとする。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号の扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付するものとする。

- 4 理事長は、第2項の規定による申請書の提出があった場合には、開示実施手数料の減額又は免除の決定等を行い、提出者に書面（別記様式第15号又は第16号）により通知するものとする。
- 5 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、必要に応じて、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除する。

第3章 異議申立て等

第1節 異議申立て

（異議申立て）

第22条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、本会对し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てを、書面を提出して行うものとする。

- 2 異議申立てが不適法であって補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- 3 理事長は、異議申立てを審理し、情報公開委員会の意見を聴いて、異議申立てに対する決定（異議申立ての却下、棄却又は異議申立てに係る開示決定等の全部若しくは一部の取り消し若しくは変更の決定をいう。以下同じ。）を行う。
- 4 前項の規定により行おうとする異議申立てに対する決定が第24条各号のいずれにも該当しない場合、理事長は、同条の規定による諮問に対する答申を尊重し、改めて情報公開委員会の意見を聴いて、異議申立てに対する決定を行うものとする。
- 5 異議申立てに対する決定においては、当該異議申立てに係る開示決定等を異議申立て人の不利益に変更することはできない。

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続）

第23条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 諮問等

（異議申立てに関する情報公開審査会への諮問）

第24条 異議申立てに対する決定を行うにあたっては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第22条第3項の規定により情報公開委員会の意見を聴いた後に、行政機関情報公開法第21条の規定により内閣府に設置された情報公開審査会に書面（別記様式第17号）により諮問するものとする。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき
- (2) 決定で、異議申立てに係る開示決定等（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し又は変

更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき（当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）

（諮問をした旨の通知）

第25条 前条により諮問をしたときは、理事長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面（別記様式第18号）により通知する。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（諮問に係る情報公開審査会の調査審議との関係）

第26条 情報公開審査会に対して第24条の規定による諮問を行うにあたり、当該開示決定等に係る法人文書に記録されている情報がその取り扱いについて特別の配慮を必要とするものである場合、理事長は、情報公開委員会の意見を聴いて、情報公開審査会令（平成13年政令第132号）第3条第1項の規定により情報公開審査会にその旨の申し出を行う。

2 情報公開審査会から、行政機関情報公開法第27条第1項の規定により開示決定等に係る法人文書の提示を求められた場合には、速やかに提示を行うものとする。ただし、前項による申し出を行っている場合には、情報公開審査会令第3条第2項の規定による本会に対する意見聴取の後に行う。

3 情報公開審査会から、行政機関情報公開法第27条第3項の規定により資料の提出を求められた場合及び同条第4項の規定により意見書又は資料の提出を求められた場合には、本会はすみやかに提出を行うものとする。

4 情報公開審査会に対して行った諮問に関して、理事長は、必要と認めるときは、情報公開委員会の意見を聴いて、情報公開審査会に対し、行政機関情報公開法第28条第1項の規定による口頭による意見陳述の機会の付与の申立て、同法第29条の規定による意見書若しくは資料の提出、又は同法第31条第1項の規定による審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧の求めを行う。

第3節 訴訟の管轄の特例等

第27条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。

第4章 情報公開委員会

第28条 日本育英会職制（昭和62年達第798号）第23条の規定に基づき、本部に情報公開委員会を置く。

2 情報公開委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、委員長には理事長をもってあて、委員には、本会の理事、職員及び外部の有識者の中から会長が指名するものをもってあてる。

- 3 情報公開委員会は、この規程に定める場合の他、本会における情報の公開の適正な実施を確保するため、会長又は理事長の求めに応じて、本会における情報の公開に関する重要な事項に関する調査審議を行う。
- 4 情報公開委員会は、本会における情報の公開の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、本会における情報の公開に関する重要な事項に関する調査審議を行い、会長又は理事長に意見を述べることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、情報公開委員会に関し必要な事項は施行細則に定める。

第5章 情報提供等

(組織、業務及び財務に関する情報提供)

第29条 本会が保有する次に掲げる情報を記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供する。

- (1) 本会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
- (2) 本会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
- (3) その他本会に関する基礎的な情報

(広報資料の供覧)

第30条 不特定多数の者に提供することを目的として発行した機関紙、パンフレット等の広報資料については、本会の事務所において、開示請求を行おうとする者その他の者の閲覧に供する。

(情報の提供に関する施策の充実)

第31条 この章の規定によるもののほか、本会の諸活動についての国民の理解を深めるため、本会が保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(この規程の供覧等)

第32条 この規程及び本会の文書の管理に関する定めは、本会の事務所において、一般の閲覧に供する。

- 2 総務大臣から独立行政法人等情報公開法第25条の規定による報告が求められた場合、理事長は、報告を取りまとめて総務大臣に提出するとともに、この規程とあわせて、本会の事務所において、一般の閲覧に供するものとする。

第6章 補則

(施行細則への委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、施行細則に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

別表

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
-------	----------	-----------

1 文書又は図画 (2の項に該当するものを除く。)	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	ウ 複写機により複写したものの交付又は送付	用紙1枚につき20円 (A2判については60円, A1判については110円)
	エ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付又は送付	1枚につき130円 (縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 530円) に12枚までごとに750円を加えた額
2 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	イ 印画紙に印画したものの交付又は送付	1枚につき30円 (縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 440円)
3 録音テープ又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき600円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき300円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき700円
5 電磁的記録 (3の項又は4の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5メガバイトまでごとにつき550円
	ウ 用紙に出力したものの交付又は送付	用紙1枚につき20円
	エ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	オ 光ディスクに複写したものの交付又は送付	1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
備考: 1の項ウ又は5の項ウの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算定する。		

別記

様式第1号 「日本育英会の保有する文書の開示請求書」 (第4条第1項関係)

- 様式第2号 「日本育英会の保有する文書の開示決定通知書」 (第9条第1項関係)
- 様式第3号 「日本育英会の保有する文書の不開示決定通知書」 (第9条第2項関係)
- 様式第4号 「開示決定等の期限の延長について(通知)」 (第11条第2項関係)
- 様式第5号 「開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)」 (第12条関係)
- 様式第6号 「開示請求に係る事案の移送について」 (第13条第1項及び第15条第1項関係)
- 様式第7号 「開示請求に係る事案の移送について(通知)」 (第13条第2項及び第15条第2項関係)
- 様式第8号 「日本育英会の保有する文書の開示請求に関する意見について(照会)」 (第17条第1項関係)
- 様式第9号 「日本育英会の保有する文書の開示請求に関する意見について(照会)」 (第17条第2項関係)
- 様式第10号 「日本育英会の保有する文書の開示に関する意見書」 (第17条第1項, 第2項関係)
- 様式第11号 「日本育英会の保有する文書の開示決定について(通知)」 (第17条第3項関係)
- 様式第12号 「日本育英会の保有する文書の開示の実施方法等申出書」 (第18条第2項関係)
- 様式第13号 「日本育英会の保有する文書の更なる開示の申出書」 (第18条第4項関係)
- 様式第14号 「開示実施手数料の減額(免除)申請書」 (第21条第2項関係)
- 様式第15号 「開示実施手数料の減額(免除)決定通知書」 (第21条第4項関係)
- 様式第16号 「開示実施手数料の減額(免除)について」 (第21条第4項関係)
- 様式第17号 「諮問書」 (第24条第1項関係)
- 様式第18号 「情報公開審査会への諮問について(通知関係)」 (第25条関係)

別記様式第1号

日本育英会の保有する文書の開示請求書

平成 年 月 日

日本育英会会長

殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL ()

連絡先：(連絡先が上記以外の場合、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり、文書の開示を請求します。

記

1 請求する文書の名称等

(請求する文書が特定できるよう、文書の名称、文書の内容等をできるだけ具体的に記入してください。)
--

2 求める開示の実施の方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、その具体的な方法等を選択・記入してください。

ア 「事務所における開示」を希望する。 <実施の方法> ①閲覧 ②写しの交付 ③その他() <実施の希望日> <実施を希望する本会事務所> ①本部 ②名古屋支所 ③大阪支所
イ 「写しの送付」を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	開示請求手数料の支払方法(いずれか選択してください。ただし、本請求書を郵送で本会に提出する場合は、開示請求手数料は定額小為替証書で同封して納入してください。) 1 現金 2 定額小為替証書	(受付印)
---------------------	--	-------

..... *以下の欄は記入しないでください。

受付番号	平成 年 月 日	開示請求 第 号
主管課等		
備考 (補正の 状況等)		

別記様式第2号

育 開 第 号

平成 年 月 日

日本育英会の保有する文書の開示決定通知書

様

日本育英会会長

平成 年 月 日付の本会が保有する文書の開示請求について、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本会に対して異議申立てをすることができます。

記

- 1 開示する文書の名称
- 2 不開示とした部分及びその理由

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をご覧ください。)

文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	文書全体について 開示の実施を受けた 場合の基本額

(2) 「事務所における開示」を実施することができる日時、本会の事務所

(3) 「写しの送付による開示」を実施する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第3号

育 開 第 号
平成 年 月 日

日本育英会の保有する文書の不開示決定通知書

様

日本育英会会長

平成 年 月 日付の本会の保有する文書の開示請求について、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本会に対して異議申立てをすることができます。

記

1 不開示決定した文書の名称

2 不開示とした理由

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第4号

育 開 第 号
平成 年 月 日

開示決定等の期限の延長について(通知)

様

日本育英会会長

平成 年 月 日付の本会の保有する文書の開示請求について、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった文書の名称等

2 延長後の期限

3 延長の理由

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第5号

育 開 第 号
平成 年 月 日

開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

様

日本育英会会長

平成 年 月 日付の本会の保有する文書の開示請求について、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第12条の規定に基づき、下記のとおり、開示決定等の期限の特例を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった文書の名称等

- 2 規程第12条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由

- 3 開示決定等を行う期限
(平成 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。)
平成 年 月 日()

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第6号

育 開 第 号
平成 年 月 日

殿

日本育英会会長

開示請求に係る事案の移送について

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づき、平成 年 月 日付で本会に対して開示請求のあった事案については、同法第12条第1項(第13条第1項)の規定に基づき、下記のとおり移送します。

記

開示請求の あった文書の 名称等	
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	(・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・)
備 考	

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第7号

育 開 第 号
平成 年 月 日

様

日本育英会会長

開示請求に係る事案の移送について(通知)

平成 年 月 日付の開示請求については、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第13条第2項(第15条第2項)の規定に基づき、下記のとおり、事案を移送したので通知します。

記

開示請求の あった文書の 名称等	
移送年月日	平成 年 月 日
移送先の独立行政法人等(行政機関)の長	独立行政法人等(行政機関)の長 (連絡先) 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	1 標記の開示請求のうち移送部分の開示決定等及び開示の実施は、移送先独立行政法人等(行政機関の長)が行います。 (本会は開示決定等、開示の実施を決定を行いません。) 2 複数の独立行政法人等(行政機関の長)に移送した場合 (開示請求の一部分を移送したため本会は残部の開示決定等を行う場合を含む。)、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取ることになります。

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第8号

育 開 第 号
平成 年 月 日

日本育英会の保有する文書の開示請求に関する意見について(照会)

様

日本育英会会長

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている本会保有の下記1の文書について、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第4条第1項(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第4条第1項参照)の規定に基づく開示請求があり、開示決定等を行う際の参考とするため同規程第17条第1項(同法第14条第2項参照)の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該文書を開示することにつきご意見があるときは、同封の「日本育英会の保有する文書の開示に関する意見書」(様式第10号)により、下記5の提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにご提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった文書の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
日本育英会 情報公開室
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
- 5 意見書の提出期限
平成 年 月 日()

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第9号

育 開 第 号
平成 年 月 日

日本育英会の保有する文書の開示請求に関する意見について(照会)

様

日本育英会会長

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている本会保有の下記1の文書について、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第4条第1項(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第4条第1項参照)の規定に基づく開示請求があり、当該文書を開示する決定を行いたいと考えております。

つきましては、同規程第17条第2項(同法第14条第2項参照)に基づき、ご意見を伺いますので、当該文書を開示することについてご意見がある場合には、同封の「日本育英会の保有する文書の開示に関する意見書」(様式第10号)を、下記6の提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までにご提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった文書の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 規程第17条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
日本育英会 情報公開室
〒162—8412 東京都新宿区市谷本村町10—7
- 6 意見書の提出期限
平成 年 月 日()

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162—8412 東京都新宿区市谷本村町10—7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第10号

平成 年 月 日

日本育英会の保有する文書の開示に関する意見書

日本育英会会長

殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

平成 年 月 日付で照会のあった日本育英会の保有する文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

1 照会のあった文書の名称

2 意見

(1) 意見 (開示による不利益・支障の発生、当該不利益・支障をもたらす部分等を明確にして、開示等の扱いに対する意見を端的に記述してください。)

(2) 支障・不利益の具体的内容

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第11号

育 開 第 号
平成 年 月 日

日本育英会の保有する文書の開示決定について(通知)

様

日本育英会会長

(あなた、貴社等)から平成 年 月 日付けで提出のありました「日本育英会の保有する文書の開示に関する意見書」に係る本会保有文書について、開示する決定をいたしましたので、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第17条第3項(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項参照)の規定に基づき、下記のとおり通知します。

なお、この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本会に対して異議申立てをすることができます。

記

1 開示決定のあった文書の名称

2 開示することとした理由

3 開示を実施する日

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

平成 年 月 日

日本育英会の保有する文書の開示の実施方法等申出書

日本育英会会長

殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 日本育英会の保有する文書開示決定通知書の番号等

* 日付 平成 年 月 日
文書番号 育開 第 号

- 2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1	①全部 ②一部()
		2	①全部 ②一部()
		3	①全部 ②一部()

- 3 開示の実施を希望する日及び本会の事務所

- 4 「写しの送付」の希望の有無

[有り 無し]

〔写しの送付については、開示請求手数料とは別に、郵送料を郵便切手で納入する必要があります。〕
同封する郵便切手の額 _____ 円

開示実施手数料 _____ 円	<p>開示実施手数料の支払について (開示実施手数料は、現金又は定額小為替証書で納入してください。ただし、写しの送付を希望する場合で本申出書を本会あて郵便で提出する場合、開示実施手数料を定額小為替証書で、郵送料を郵便切手で、本申出書と同封して納入してください。)</p> <p>①閲覧を希望する場合 _____ 円</p> <p>②写しの交付又は写しの送付を希望する場合 _____ 円</p>	(受付印)
--------------------	---	-------

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL: 03(3269)4261(内線)

平成 年 月 日

日本育英会の保有する文書の更なる開示の申出書

日本育英会会長

殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第18条第4項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 更なる開示を求める文書の名称

2 開示決定通知書の日付及び文書番号

(平成 年 月 日付 育開第 号)

3 最初に開示を受けた日

平成 年 月 日

4 更なる開示の実施の方法等 (文書の同じ部分について、既に開示を受けたのと同じ方法で更なる開示の実施を受けることは、正当な理由がない限りできません。)

写しの交付 (P)

事務所における開示の場合、開示の実施を希望する日及び本会事務所

写しの送付を希望する場合、その旨、及び、同封する郵便切手の額

(写しの送付については、開示手数料とは別に、郵送料を郵便切手で納入する必要があります。)

<p>開示実施手数料</p> <p>_____ 円</p>	<p>開示実施手数料の支払について (開示実施手数料は、現金又は定額小為替証書で納入してください。ただし、写しの送付を希望する場合で本申出書を本会あて郵便で提出する場合、開示実施手数料を定額小為替証書で、郵送料を郵便切手で、本申出書と同封して納入してください。)</p> <p>①閲覧を希望する場合 _____ 円</p> <p>②写しの交付又は写しの送付を希望する場合 _____ 円</p>	<p>(受付印)</p>
-------------------------------	---	--------------

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

TEL : 03(3269)4261(内線)

平成 年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)申請書

日本育英会会長

殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり、文書の開示実施手数料の減額(免除)を申請します。

記

1 開示決定のあった文書の名称等

*開示決定通知書の日付・番号：平成 年 月 日
育開第 号

2 減額(免除)を求める額

3 減額(免除)を求める理由

- ・ 減免を受ける必要性を具体的に記述してください。
- ・ 生活保護法第1条第1項各号の扶助を受けていることを理由とする場合は当該扶助を受けていることを証明する書面、それ以外の事実を理由とする場合はその事実を証明する書面を添付してください。

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第15号

育 開 第 号
平成 年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)決定通知書

様

日本育英会会長

平成 年 月 日付で請求のありました開示実施手数料の減額(免除)申請について、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第21条第1項(第4項)の規定に基づき、下記のとおり、減額(免除)することとしましたので通知します。

記

1 対象となる文書の名称とその開示の実施方法

文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額(免除)する額

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第16号

育 開 第 号
平 成 年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)について

様

日本育英会会長

平成 年 月 日付の開示実施手数料の減額(免除)申請については、日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第21条第1項に規定する減額(免除)理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる文書とその開示の実施方法

文書の名称：

開示の実施方法：

2 減額(免除)を求める開示実施手数料の額

3 減額(免除)が認められない理由等

※開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL : 03(3269)4261(内線)

別記様式第17号

諮 問 書

育 開 第 号
平成 年 月 日

情報公開審査会 殿

日本育英会会長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規に基づく開示決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第18条第2項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 異議申立てに係る日本育英会の保有する文書の名称	
2 異議申立に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号 (2) 開示決定等した者 (3) 決定の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 日本育英会の保有する文書の開示請求書(写し) ② 日本育英会の保有する文書の開示決定等通知書(写し) ③ 異議申立書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料(第三者からの反対意見書等)

注1) 2の「(開示決定等の種類)」については, 該当する開示決定等の□をチェックすること。また, 部分開示決定又は不開示決定の場合は, 該当不開示条項(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条各号, 第8条又は文書不存在)を記載すること。

注2) 4の「諮問の理由」については, 例えば, 「原処分維持が適切と考えるため。」「全部開示とすることが適切と考えるが, 第三者の反対意見書が提出されているため。」など, 諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

別記様式第18号

育 開 第 号
平成 年 月 日

様

日本育英会会長

情報公開審査会への諮問について(通知)

日本育英会の保有する情報の公開に関する規程第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の異議申立てについて、同規程法第24条(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第18条第2項参照)の規定により情報公開審査会に諮問したので、同規程第25条(同法第19条参照)の規定により通知します。

1 異議申立てに係る文書の名称	
2 異議申立てに係る開示決定等	
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立ての趣旨
4 諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・諮問第 号 (諮問番号とは、情報公開審査会が本件諮問に付した番号です。)

<連絡先> 日本育英会 情報公開室 (担当者名)
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL: 03(3269)4261(内線)

別記様式第 1 号
別記様式第 2 号
別記様式第 3 号
別記様式第 4 号
別記様式第 5 号
別記様式第 6 号
別記様式第 7 号
別記様式第 8 号
別記様式第 9 号
別記様式第 10 号
別記様式第 11 号
別記様式第 12 号
別記様式第 13 号
別記様式第 14 号
別記様式第 15 号
別記様式第 16 号
別記様式第 17 号
別記様式第 18 号